

第23回大阪市環境審議会 会議録

1 日 時 平成20年3月3日(月) 午後3時00分～午後5時00分

2 場 所 大阪市環境局 第1・2会議室

3 議 題

(1) 大阪市環境白書(平成19年版)報告について

(2) 企画部会報告について(大阪市環境基本計画の推進状況について)

(3) その他

4 出席委員 13名(欠は欠席者)

会長	児玉 隆夫	委員	欠 成瀬 哲生
会長代行	池田 有光		野邑 奉弘
委員	欠 上田 真喜子		長谷川 勝美
	欠 大久保 規子		原田 智代
	欠 岸本 薫		羽木 みどり
	桑野 園子		丸野 豊子
	欠 武田 信生		前田 修身
	欠 塚口 博司		南 克昌
	土山 勝保		村松 昭夫
	中川 やよい		欠 山本 修子

司会 定刻が参りましたので、ただいまから第23回大阪市環境審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

まず、現在ご出席いただいております委員は13名でございます。本審議会規則第7条第2項の規定により、委員の過半数の出席を得ておりますので、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、傍聴者の皆様には、あらかじめご説明させていただいております傍聴要領に従いまして、お静かに傍聴していただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、環境局長の檜垣からごあいさつ申し上げます。

檜垣環境局長 環境局長の檜垣でございます。第23回大阪市環境審議会の開会にあ

たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から、環境行政をはじめ市政各般にわたりまして格別のご指導、ご支援を賜り、重ねてお礼を申しあげる次第でございます。

本審議会は、昭和37年に大阪市公害対策審議会として発足をいたしまして、平成6年に現在の環境審議会へ名称を改め、本市環境行政の重要な施策についてご審議をいただいております。昨年2月の「大阪市自動車交通環境計画」の策定に際しましては、本審議会において委員の皆様方から大変貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

さて、昨年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書や作業部会報告書が発表されましたことを受けまして、世界中で温暖化問題への対処が喫緊の課題となっているところでございます。また、本年は京都議定書の温室効果ガス削減の第一約束期間が始まり、7月にはG8北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、我が国にとりましても非常に重要な年でございます。

一方、昨年12月には新たに平松市長が就任し、その施政方針演説の中で、本市においても地球温暖化対策をさらに強力に推し進め、環境に優しい持続可能な都市づくりを目指すことを示しております。私ども環境局といたしましても、良好な都市環境の確保、地球環境保全の推進、持続可能な循環型都市の形成と廃棄物の適正処理、市民等との協働による環境施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日の議事でございますが、環境白書について事務局よりご報告をいたします。その後、平成18年度の環境基本計画の推進状況について、企画部会にてご意見を取りまとめいただいております。野邑部会長よりご報告いただくこととなっておりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方の熱心なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会 ありがとうございます。

それでは、まず初めに、委員の交代がございましたので、新たにご就任いただきました委員の方々をご紹介させていただきます。

中橋委員にかわりましてご就任いただきました、土山委員でございます。

土山委員 土山です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 船場委員にかわりましてご就任いただきました、前田委員でございます。

前田委員 前田でございます。よろしくお願いいたします。

司会 植田委員にかわりましてご就任いただきました、南委員でございます。

南委員 南です。よろしくお願いいたします。

司会 なお、川口委員にかわりましてご就任いただきました岸本委員、大内委員にかわりましてご就任いただきました山本委員につきましては、本日所用により欠席されております。また、本市側の幹事といたしまして関係局の局長等が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしております資料などの確認をさせていただきます。

まず、本日の審議会の次第、大阪市環境審議会委員名簿、その裏面に企画部会・大気環境部会の委員名簿、そして配席図でございます。

次に、資料といたしまして、資料1、執行機関の附属機関に関する条例、その裏面に大阪市環境審議会規則でございます。資料2といたしまして、大阪市環境白書の説明資料でございます。資料3といたしまして、大阪市環境基本計画の推進状況についてでございます。最後に、参考資料といたしまして、大阪市環境白書（平成19年版）及び今後の人権行政のあり方についてをお配りしております。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、児玉会長にお願いいたします。

児玉会長 児玉でございます。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、先ほど環境局長さんのお話にもありましたように主に2つでありまして、1つは大阪市の環境の状況や施策などを取りまとめました大阪市環境白書（平成19年版）につきまして事務局のほうから報告をいただくこと、それから、もう1つは、大阪市環境基本計画の推進状況につきまして企画部会から報告をいただきます。この2件でございます。

それでは、まず最初の議題、大阪市環境白書の報告を事務局よりいただきます。よろしくお願いいたします。

光岡理事兼環境保全部長 環境局の理事兼環境保全部長、光岡です。私のほうから、大阪市環境白書（平成19年版）の説明をさせていただきます。

パワーポイントで説明させていただきます。お手元の資料2を見ていただければ、それと同じ内容となっております。

(パワーポイント使用)

なかなか絵が出ませんが、お手元に資料がございますので、同じパワーポイントでございますので、それに沿って少し説明を先行させていただきたいと思っております。

まず、お手元資料2の1ページの上のほうにあります環境白書の表紙がございますが、そちらのほうからご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

お手元の資料の表紙に掲載しております絵でございますが、平成18年度に「環境にやさしい未来のクルマと街」をテーマに募集をいたしました児童絵画展での最優秀作品6点でございます。

次に下の2をご覧ください。大阪市環境白書は、環境基本条例の第9条に基づき、大阪市の環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告書でありまして、大阪市環境基本計画の4つの基本方針、快適・地球環境・循環・協働に沿った構成となっております。

次のページをお願いいたします。図の右下のところに小さい数字が書いてございますが3というところがございます。大阪市環境基本条例は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる都市環境の実現を目指して、平成7年4月に施行されたものであります。条例では、目的、基本理念、基本方針、環境基本計画の策定、年次報告の作成・公表並びに環境の保全及び創造に関する施策等について規定しております。

その下、4でございますが、平成15年2月に策定いたしました第1期大阪市環境基本計画について示しております。この計画は、大阪市環境基本条例第8条に基づきまして、市域における環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めた計画であります。計画の期間は、平成22年度までとしております。

次のページに参りまして、上のほうの5でございますが、第1期大阪市環境基本計画は、快適・地球環境・循環・協働を4つの基本方針としております。これらの基本方針を実現するために、環境基本計画では、基本方針別施策目標並びに施策の内容を示しております。

下の6でございますが、計画を着実に推進するため、施策の成果、実績を点検評価し、取り組みや行動を継続的に改善するPDCA手法を導入し、進捗状況等を環境白書やホームページを通じて公表しております。

次のページにまいりまして、7でございますが、市民環境調査隊でございます。平成16年度から、市民による環境基本計画の点検・評価として市民環境調査隊事業を実施しております。全体会議や分科会、フィールドワークによって施策の実施状況を確認していた

だくなど、環境コミュニケーションの場を設け、市民、環境NPO、行政の協働による取り組みを推進しております。

その下でございます。環境基本計画の重点取組でございますが、計画では、集中的に取り組むを進める5つの重点的取組を設定しております。今後も市民や事業者の理解と協力を得て総力を挙げて環境施策を推進し、資源が循環し、人と環境が調和するまち、環境先進都市大阪の実現を目指してまいります。

次のページにまいりまして9でございます。重点的取組の主な推進状況ですが、平成19年2月に自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を3つの柱とした大阪市自動車交通環境計画を策定しております。また、ヒートアイランド現象の地域特性を把握するために、小学校の百葉箱や大気汚染モニタリングステーションを活用して、夏季の気温モニタリングを実施しております。

その下、10でございます。地球温暖化防止活動の推進に向けましては、市民、環境NPO、事業者、行政等が協働した「なにわエコ会議」への活動支援を行っております。また、市立環境学習センターでは来館者がすぐにでも実践できる実例を展示し、環境教育、学習の拠点施設としての取り組みを進めております。

次のページをお願いいたします。次に白書の第2部、環境の状況と施策について説明をさせていただきます。

まずは第1、快適であります。公害の防止や環境負荷の低減、緑地や水辺環境の整備などにより、安全で健康かつ快適な都市環境の確保を進めてまいります。

その下、12でございますが、大気汚染物質濃度の経年変化を示しております。グラフに示しておりますとおり、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）につきましては、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とも、近年減少傾向にあります。また、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）につきましては、近年低濃度で推移しております。

右のページ、7ページでございますが、大気汚染物質の環境基準適合状況を示したものであります。白黒になっておりまして申しわけございませんが、円の薄い部分が環境基準に適合した測定局数の割合を示しております。平成18年度の状況ですが、二酸化窒素につきましては一般環境大気測定局で昨年度に引き続き全局適合しており、自動車排出ガス測定局では7局適合となっております。浮遊粒子状物質につきましては、一般環境大気測定局では全局適合し、自動車排出ガス測定局では8局適合しています。二酸化硫黄、一酸

化炭素につきましては、全局で環境基準に適合しております。

下の14ですが、工場、事業所などの固定発生源につきましては、大気汚染防止法等の規制に加え、本市独自の指導要領に基づき、窒素酸化物やばいじん等の排出基準の遵守をはじめ、適正な燃焼管理や集じん装置等の維持管理の徹底などについて規制指導を実施しております。

次のページをお願いします。アスベスト、いわゆる石綿は天然に産する繊維状の鉱物で、代表的なものとして青石綿、白石綿、茶石綿がございます。耐熱性、耐薬品性等のすぐれた性質から、建材等に広く利用されてまいりました。しかし、その繊維が極めて細かいため、飛散しやすく、人が吸入すると肺の奥深くまで入り込み、長い潜伏期間を経て石綿肺、あるいは悪性中皮腫、肺がん等を発症する恐れがございます。

平成17年7月に大阪市アスベスト対策連絡会議を設置し、全庁的に緊急対策に取り組むとともに、同年8月には学識経験者等からなる大阪市アスベスト対策専門委員会を設置しており、同委員会からの提言を踏まえ、平成17年12月に大阪市アスベスト対策基本方針を策定し、この方針に沿って対策を推進しております。

次の9ページですが、先ほどもご紹介いたしました、平成19年2月に従来の自動車公害防止計画を改定し、大阪市自動車交通環境計画を策定いたしました。この計画に基づき、局地的施策と広域的施策からなる自動車排出ガス対策、自動車騒音振動対策、自動車に係る地球温暖化対策を推進しております。

その下ですが、自動車排出ガス対策のうち局地的施策といたしましては、道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏み切りなどについて、交差点改良や立体交差化により交通流の円滑化を推進しています。

低公害貨物自動車リース事業は、NO_x排出量の多いトラックに低公害車を普及させる目的で、全国の自治体で初めて導入いたしました。この制度は、民間の事業者の方々が大きな初期投資を行わず、天然ガストラックやハイブリッドトラックをディーゼル車と同程度の価格で利用できる事業であり、平成15年から18年度まで利用者を募集し、151台が普及いたしました。

次に、京阪神の7府県市で構成する京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会では、自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、広域的な対策の1つとして、一般に市販されている自動車の中でもより窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をLEV-7（レブセブン）として指定し、その普及を図る制度でございます。平成19年4月1日現在、合計

2,951型式の自動車を指定しております。

また、環境に配慮した配送、すなわちグリーン配送と申しておりますが、平成15年4月1日から本市のすべての事業所等に物品を納入していただく事業者に対しまして、環境負荷の少ない自動車での配送を義務づけ、配送する車両を登録してもらい、このステッカーを張っていただいております。これによりまして、貨物自動車の低公害車等への転換を促進しているところであります。

さらに平成16年4月からは、民間事業者間の配送にもこの運動を拡大するため、グリーン配送に取り組む事業者を広く募集する大阪グリーン配送推進運動を進めております。また、駐車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等、環境に優しいエコドライブを推進しております。

次のページでございます。市域における低公害車の普及状況であります。平成18年度末で8,104台が導入されております。これは、平成17年度に比べて約1.2倍の増加となっております。また、本市の公用車への低公害車の導入状況は、平成18年度末現在では天然ガス自動車を中心に605台が導入されており、低排出ガス車2,121台を含めると、公用車の約70%が環境に配慮した車となっております。

その下の棒グラフですが、その結果、平成17年度の市域における自動車からの窒素酸化物排出量は4,810トンまで削減され、自動車公防止計画の目標であった5,000トンを達成いたしました。自動車排出ガス測定局におけますNOx濃度も大幅に改善されております。

次のページに行ってくださいまして、自動車騒音の現状でございます。平成18年度の常時監視結果では、昼夜間とも環境基準を達成した割合は88.8%でしたが、残りの11.2%が夜間において未達成の状況にあり、自動車騒音対策を積極的に進めていかなければならないと考えております。

その下、自動車騒音対策といたしましては、自動車単体規制等の発生源対策のほか、低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や沿道対策等を計画的に進めてまいります。

次のページをお願いいたします。自動車に係る地球温暖化対策として、公共交通機関等の利用促進、グリーン配送の推進、エコドライブの推進、低公害・低燃費車であるエコカーの普及促進等を実施しております。なお、このエコカーでございますが、電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に加えて、低排出ガスかつ低燃費自動車を環境負荷の少ないエコカーと定義し、本市公用車に率先して導入するとともに、広くその普及を図

っているところでございます。

その下、水質汚濁の状況でございます。これは色が出ておりませんが、市内の水質汚濁の状況を代表的な指標でありますBOD、CODで示しております。比較的濃い部分が赤色でございます、これが環境基準不適合地点でございます。海域ではすべての地点で環境基準に適合しておりますが、河川では平野川、寝屋川など、環境基準を超えている地点がございます。今後とも、国や大阪府及び上流域の自治体とも連携をして対応してまいります。

次のページをお願いいたします。水質汚濁の経年変化を示したものであります。昭和40年代は生活排水や工場排水の増大に伴い水質汚濁が著しい状況にありましたが、下水道の整備や工場排水規制の強化等により水質の改善が図られてきております。

その下は土壌汚染対策でございますが、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えております。平成18年度におきましては本市へ45件の調査結果の報告があり、うち28件で基準を超過する結果が出ております。これまでの事例では、鉛、砒素、フッ素、ベンゼンについて基準を超過したものが多く増えております。

次のページをお願いいたします。土壌汚染対策に係る法令といたしましては、平成15年2月に土壌汚染対策法が、また平成16年1月には土壌汚染に関する規制等を追加した大阪府条例が施行されております。本市では法律や府条例等に基づく規制指導とともに、土地所有者が自主的に行う調査や対策が適切なものとなるよう、土地履歴の情報提供などを行い、土壌汚染対策の推進に努めております。

その下は、ダイオキシン類対策でございます。平成18年度のダイオキシン類の環境調査結果を示しております。大気調査では、市内12地点中、すべての地点で環境基準に適合しておりました。水質調査では河川21地点、海域6地点中、河川の2地点で環境基準に不適合でした。なお、環境基準は飲料水を經由した直接摂取による影響の観点から設定されており、基準値を超えた地点の水は飲用に利用されていないことから、健康への影響はないものと考えております。また、地下水や土壌調査につきましてはすべての地点で環境基準に適合しておりましたが、河川や海域の底質につきましては1地点で環境基準に不適合でございました。

その次、15ページをお願いいたします。母乳中のダイオキシン類濃度の調査結果を示しております。大阪市では平成9年度から厚生労働省に協力して調査を行っており、平成18年度に実施された厚生労働省による調査結果は正常範囲内でした。また、厚生労働省

の調査概要におきましても、母乳で育てられた1歳児の免疫機能などの検査結果は正常範囲内でした。今後も引き続き、厚生労働省の調査に協力してまいります。

その下は、ダイオキシン類対策特別措置法での措置でございます。この法律では、廃棄物焼却施設、焼却炉等、大気関係特定施設の届出状況を示しております。これらの施設の設置者には排ガス等の測定及び報告が義務づけられているところではありますが、排出基準を超過する施設はございませんでした。

次のページをお願いいたします。大気中のダイオキシン類につきましては、今後とも発生源対策に努めてまいります。水質中のダイオキシン類につきましては、大阪府等と連携を図りながら環境基準超過の原因を調査するとともに、水系全体での汚染状況等の把握に努めてまいります。底質につきましては、学識経験者で構成する大阪市底質対策技術検討会において関係局とともに対策手法等を検討し、環境基準を超えた水域における対策に取り組んでいるところでございます。

その下の図ですが、環境騒音の現状です。道路に面していない一般地域における環境騒音調査を実施しています。平成16年度における調査では、環境基準の達成状況は昼夜間とも環境基準に適合した割合は30%、昼夜間とも不適合は26%でございました。

次のページをお願いいたします。環境情報システムは、大気及び水質常時監視並びに大気発生源監視システムと環境データ処理システム及び騒音等発生工場等管理業務処理システムから構成されています。これらのシステムは、環境に関する各種データの収集・管理及びデータの加工・分析を行うとともに、環境関連法または条例に基づき提出される各種届け出データの管理を行い、本市の規制指導業務に活用しております。また、インターネットによる環境汚染情報の発信により、市民の環境保全意識の向上に役立てるとともに、大阪府環境情報センターと本市との間で大気汚染情報のデータの送受信を行い、大気汚染緊急時対策に役立てております。

下の34の図ですが、平成18年度に市民から各区保健福祉センター及び当局などに寄せられました公害種別苦情発生件数並びに推移でございます。18年度の件数は1,492件でありまして、そのうち解決を見たものが1,410件で、解決率は95%となっております。

次のページをお願いいたします。35です。公害健康被害被認定者数でございます。公害健康被害補償法の改正により昭和63年3月1日から新規の患者の認定はなくなりましたが、平成18年度末現在の認定患者数は8,469人です。被認定者に対する補償

給付等は継続して行うとともに、大気汚染による健康被害の予防のため、健康相談など環境保健事業を実施しております。

その下、ヒートアイランド現象の実情でございます。都市の温暖化でありますヒートアイランド現象を示す典型的な指標として、1日の最低気温が25度以上になった日数の傾向を示しております。この指標は熱帯夜に相当いたします。1950年から1967年にかけて10日から30日ぐらいに増加しました後は、90年ごろまで横ばい、その後は30日を超えて増加しており、大阪市域のヒートアイランド現象が強まっていることを示しております。

次のページをお願いいたします。このヒートアイランド現象を緩和するためには、緑化の推進、人工排熱の低減、人工被覆の改善などの対策を推進していくことが必要なことから、平成17年3月にヒートアイランド対策推進計画を策定し、関係部局が連携して屋上緑化や施設の省エネルギーの推進、保水性舗装などの対策事業に取り組むとともに、進捗管理を実施しております。

その下ですが、ヒートアイランド対策推進計画では、ヒートアイランド対策が明確な効果を発揮するには多様な対策メニューを長期間にわたって実施する必要があることから、中長期的に施策を検証、改善しながら、各種の長期計画と連携して施策を推進することとされています。また、今後15年間に年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加をくいとめるという目標を設定しております。

次のページをお願いいたします。平成17年度より西区南堀江地区において、モデル事業として市民、企業、行政等が協力して植栽や保水性舗装、打ち水などのヒートアイランド対策を複合的に実施し、その効果や市民の感じ方を測定評価するとともに、その対策内容を広く市民に知っていただくことにより、ヒートアイランド対策の普及促進と中長期的な進展に寄与してまいります。

その下でございますが、大阪市緑の基本計画は、公園、道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援など、ソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的、総合的な計画であり、「緑のまちをつくる、緑のまちをはぐくむ」を視点とした基本方針を設定し、まちづくりを進めております。本計画におきましては、本市の緑の将来イメージや目標、さらに実現に向けた施策などを取りまとめ、今後これらの緑に関する情報などを広く市民の方々にお知らせし、市民、企業との連携、協力のもとに花と緑あふれるまちづくりを推進してまいります。

ます。

次のページをお願いいたします。公園緑地は、潤いのある豊かな都市環境を創出するなど都市にとって重要な基盤施設であります。本市では公園緑地の整備を重点的に推進しており、約20年前の昭和62年には公園数772カ所、公園面積753.4ヘクタール、市民1人当たりの公園面積2.85平方メートルであったところを、平成19年4月現在、それぞれ964カ所、927.9ヘクタール、3.52平方メートルに至るまで整備を実施いたしました。

次に、第2、地球環境についてご説明をいたします。地球環境保全を目指した行動を実践し、世界に貢献する都市として地球環境の保全に寄与するとともに、環境の分野における国際交流、協力を進めてまいります。

次のページをお願いいたします。平成14年8月に策定いたしました大阪市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、企業、行政が温室効果ガスの排出抑制に取り組むこととしております。この計画では、温室効果ガス総排出量を2010年までに基準年度の1990年度に比べて7%削減することとし、市民、事業者、行政それぞれが省エネルギー行動などを実践していくこととしております。2004年度の排出量は2,175万トンで、これは基準年度排出量と比較して4.7%の減となっております。

その下でございますが、大阪市が行う廃棄物や下水の処理、地下鉄の運行などの事業による温室効果ガスの排出量は、市域全体の排出量の約6%を占めております。大阪市自身が市内有数の事業者であり排出者でありますことから、本市では、市民、事業者に率先して計画的に温室効果ガスの排出を抑制するため、大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画を策定しています。

平成14年1月に策定いたしました第1期計画では、平成17年度までに平成10年度の総排出量から3.5%の削減を目指して取り組んでまいりました。その結果、平成17年度は目標を上回る6.6%の削減を達成いたしました。さらに継続して取り組みを推進するため、平成18年3月に第2期計画を策定しております。第2期計画では、平成22年度までに平成16年度の排出量から7%以上の削減を目標としており、これは、京都議定書の基準年度であります平成2年度の排出量から15%の削減に当たるものです。平成18年度の排出量は118万9,000トンで、平成16年度比4.2%の減となっております。

環境国際交流・協力の一環として本市が誘致いたしました、国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの活動状況を示しております。また、本センターを支援するため、

市・府等が出資して設立いたしました財団法人地球環境センター（G E C）の活動状況を示しております。今後とも、U N E P国際環境技術センターが国連機関としての機能を十分果たせるよう、誘致都市の責務として、地球環境センターと連携してその支援に努めてまいります。

また、国際協力機構（J I C A）と連携して、本市がこれまで蓄積してきました環境技術を途上国に移転するために、大気汚染対策コース、環境政策・環境マネジメントシステムコースなど、さまざまな研修を実施しており、これまでに各国より約750名の研修員が参加し、帰国後も地球環境センターにおけるネットワークに参画していただき、情報交換が行なわれております。

第3の循環では、資源やエネルギーの消費抑制や有効利用並びに廃棄物の減量、リサイクルの取り組みを推進しております。

一般廃棄物の処理状況の推移でございますが、大阪市のごみ収集量は平成3年度をピークに減少傾向にあり、平成18年度は159.9万トン、そのうち焼却処理した量は155.3万トンとなっております。なお、本市では、限りある天然資源の循環利用や地球環境問題の解決に寄与し得る持続可能な循環型都市の構築を目指して、平成18年2月に大阪市一般廃棄物処理基本計画を改定し、平成22年度の焼却処理量を平成16年度実績の161万トンから14万トン減量し、147万トンにすることなどを目標としています。

改定しました処理基本計画に基づき、市民、事業者の皆さんとの連携・協働による発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取り組みをはじめ、焼却過程における熱エネルギーの有効利用を図りながら、環境保全に万全を期した適正な処理を行っております。

一般廃棄物の減量リサイクルの推進でございますが、本市におきましては、先ほどの処理基本計画に基づき、市民、事業者の皆さんとの連携・協働により、各種の取り組みを推進しているところです。具体的には、資源ごみ収集などの分別収集の促進、大阪市廃棄物減量等推進員と連携した地域に密着したごみ減量・リサイクルの推進、そして、分別排出をより一層促進するため、平成20年1月からは中身の見えるごみ袋による排出方法の指定を実施しました。今後ともこれらの施策を推進し、市民、事業者、行政が一丸となって、より一層のごみ減量に取り組んでまいります。

平成17年度の本市域における産業廃棄物の排出量は約609万トンあり、そのうち約229万トンが再生利用され、約28万トンが最終処分されております。本市では従前から、

産業廃棄物の減量化と適正処理の推進を基本方針に、排出事業者や処理業者等の規制指導に努めております。

本市におきましては、法的な策定義務はございませんが、高度に市街化された狭小な市域の中、各種産業が集中し、活発な産業活動、都市活動が行われている特性があることから、従来から独自の産業廃棄物処理計画を策定しており、平成15年3月に第4次の大阪市産業廃棄物処理計画を策定いたしました。この計画では、減量の推進、適正処理の確保及び市民・事業者・行政の連携・協働を基本方針として、これに基づく諸施策を推進することにより循環型社会の実現を図っていくこととしております。

国では、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定し、処理には日本環境安全事業株式会社を活用することといたしました。日本環境安全事業株式会社では、平成15年2月に大阪事業の実施計画について国から認可を受けました。平成18年8月31日にはPCB廃棄物の処理業の許可証の交付を受け、PCB廃棄物の処理に向け事業を進めております。

第4、協働でございます。これは、これまでに説明いたしましたように3つの基本方針、快適・地球環境・循環を実現するために、都市を構成するすべての主体の協働により、市民、事業者、行政の連携・協力した環境保全行動を展開しております。

環境学習センターは、環境学習が子供から大人までの幅広い年齢層で、また学校、職場、家庭といったさまざまな分野で積極的に取り組まれるために開設した参加体験型の環境学習の拠点施設です。平成18年4月には実践と協働をコンセプトに展示施設をリニューアルしてオープンし、平成18年度までの10年間で総入館者数が237万人となりました。

ほかにも、下水道科学館、水道記念館、自然史博物館などの環境学習施設がございます。

平成14年度から、地球温暖化対策事業の一環として、市民団体、環境NPO等と連携して、環境家計簿を活用したなにわエコライフ認定事業を実施しております。平成18年度のなにわエコライフ認定事業の実績は、2,579世帯が参加して、1,714世帯を認定しました。引き続き、市民団体、環境NPO等と連携して、環境家計簿を活用した省エネルギーなど、環境に配慮したライフスタイルづくりの輪を広げ、市民の環境保全行動の促進に努めてまいります。

市民、環境NPO、事業者、行政等が協働して地球温暖化防止活動を推進していく体制として、平成16年6月になにわエコ会議を設立しました。なにわエコ会議は委員とな

わエコパートナーで構成されており、エコライフ部会、環境教育・啓発部会、環境に配慮した企業部会の3つの部会では、さまざまな地球温暖化防止活動等の実践行動を推進しております。

事業者への環境保全行動に関する取り組みを支援するために、平成12年、アジア太平洋トレードセンターに大阪環境産業振興センターを設置しております。ここでは、環境ビジネスに関する各種情報の集積・発信並びにコンサルティングができるなど、環境関連産業の育成と活性化を支援しております。平成18年度の入場者数は、20万1,383人でした。また、エコビジネスセミナーなどの環境セミナーを実施いたしました。

平成9年に策定いたしました大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）に基づき、全庁において職員一人ひとりの意識を一層高め、本市みずからが率先して、省エネルギー、省資源、リサイクルなどの環境保全行動の積極的な推進に努めております。

地球環境問題の解決には、資源循環型社会への転換が重要となります。その方策の1つとして、再生品をはじめ、環境負荷の低減に役立つ物品やサービスといったグリーン購入の推進が必要であります。本市は市内有数の消費者でもありますので、大阪市グリーン調達方針を定め、全庁を挙げてグリーン購入の一層の推進を図っているところであります。

国際環境規格（ISO14001）認証取得の取り組みであります。オフィス系では本庁舎に加えて24区役所、WTC等にシステムを拡大し、認証を取得しております。また、事業所系では全ごみ焼却工場、全下水道事業所において認証を取得しており、全庁的な取り組みを推進しているところでございます。

環境影響評価制度は、大規模な事業の実施に当たり、事業者みずからがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞き、事業をより環境に配慮したものとするための制度で、これまで延べ40件の事業を審査してまいりました。平成18年度につきましては、2件につきまして環境影響評価の手続を実施いたしました。

以上をもちまして、平成19年版大阪市環境白書についての説明を終わらせていただきます。今後とも環境行政の推進に積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご指導とご支援を重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

最初、パワーポイントの調子が悪く、非常にご迷惑をおかけしまして、どうも申しわけございませんでした。

児玉会長 ありがとうございました。大量な報告書なんですけれども、かいつまんで

ご説明をいただきました。

質疑応答につきましては後でまとめていただきたいと思いますので、続きまして、大阪市環境基本計画の推進状況につきまして、企画部会から報告をいただきます。

それでは野邑部会長、ご報告をよろしく願います。

野邑委員 企画部会長の野邑でございます。どうぞよろしく願います。

企画部会の活動というのは審議会のほうで決めていただいたのですが、審議会及び部会の運営に関する企画・調査に関することと、それから、環境の保全と創造に係る重要な事項に関することを審議して、そして、この本審議会に出していくということでございます。

昨年11月に開催いたしました環境審議会企画部会では、先ほど大阪市のほうから説明がありました大阪市の環境の現状と、それから、平成18年度における環境基本計画の推進状況の2点について審議いたしてまいりました。なお、平成18年度における環境基本計画の進捗状況については、皆様のお手元にあります大阪市環境白書の185ページから218ページに掲載している内容でございます。企画部会で審議いたしました内容をお手元の資料3、A4の1枚物ですが、取りまとめまして本日環境審議会にご提出させていただきましたので、よろしく願います。

それでは、この資料に基づきましてご報告させていただきます。

先ほどの説明にもありましたように、委員の方々はよくご存じなんですが、大阪市の環境基本計画の4つの基本方針であります快適、地球環境、循環、協働の各項目の平成18年度の取り組み内容について審議しました結果、その内容を資料3の意見・提言として取りまとめたものでございますが、少し読ませていただきます。

まず、快適のところのヒートアイランド対策については、特に地域の特性に合った有効な対策を実施するとともに、産学官の連携により研究が進んでいる対策効果の評価手法などを今後参考にしながら実質的な効果を検証し、有効な対策を市域に拡大していただきたいということでございます。

それから、また打ち水活動など市民の活動がありますが、ヒートアイランド対策を実施する市民・事業者などに対し、表彰制度を活用するなどしてさらなる自主的な環境保全行動への取り組みを促進していただきたいと思いますということでございます。

それと、協働のところ、戦略的環境アセスメントについては、平成19年4月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」というものを取りまとめているので、それも勘案しながら導入について検討していただきたいと思いますということでございます。

さらに、地球環境と循環にもかかわるところですが、地球温暖化対策などは、行政の取り組みだけではなくて、やはり市民、事業者等の取り組みが非常に重要であるのは論を待たないのですが、各主体が連携した取り組みを一層推進していく必要があります。環境基本計画の推進状況(年度報告)においては、各主体の環境施策への参加状況を把握するなど、それぞれの取り組み状況を明確にさせていただきたいということでございます。

また、全般にわたりまして、自動車交通環境対策やエネルギー消費は都市構造のあり方に大きく依存しております。このような観点から、環境の視点から見た都市のあり方を環境基本計画のような長期的な計画に盛り込んでいただきたいと思いますということで、まとめさせていただきました。

今回、具体的な内容は資料3に概略をまとめただけで説明いたしませんでしたが、この段階で概略の説明ということで報告をさせていただきました。どうぞよろしくご検討願いたいと思います。

以上です。

児玉会長 ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からご報告いただきました環境白書の説明について、それから、ただいまご説明いただきました野邑部会長からの大阪市環境基本計画の推進状況についての報告につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらいただきたいと思います。どうぞ。

長谷川委員 長谷川でございます。よろしく申し上げます。

私、生き生き地球館に大体年間60回近くお伺いしているわけでございますけれども、ほかに用事があるから行くんですけれども、その生き生き地球館の地球シアターというところがございまして、その外壁に環境部署の取り組みが展示してございますけれども、その中で環境調査隊の報告、いわゆる提案といたしまして、学校の百葉箱をもっと利用したらというような提案が展示されておりました。

先日もその隣の下水道のところでもっとその展示を見ておりましたら、年配のカップルの方が来られて、その調査隊のところをご覧いただいて、「はーん、25人も選んでこんなことしか提言できないのか」というような。内容をご存じないわけですから、書いてあるところしか読まないわけですから、もう少し展示の仕方を工夫していただければ市民にもよりよくわかるのではないかと。市民は展示してある文字を読むことしか知る手段がございませんので、ですから、やっぱり展示の仕方をもう少し工夫をしていただきたかったとい

うふうに思いました。

それから、地球館の展示の中で1点、書いてある内容が理解しにくい点がございまして、一応その係の女性の方にも申しあげておきましたけれども、二、三週間たってそのまんま何の説明もございません。ちょっと考えていただきたいなというものもございました。

それから、NPOとか市民団体の方が、今までの市が関わっていたときと比べまして、提案とか、こういうのはどうでしょうかと言いに行きにくい。やっぱり垣根を感じる。随分あちらの方も考えていただいているんですけども、私たちがこれまでのようにかかわりにくいということを何人かに、別に私が聞いたわけではございませんが、ですねという雑談の中でお聞きしております。

以上でございます。

児玉会長 生き生き地球館での展示の仕方にもう少し工夫を凝らしていただけないかということ、それから、中には内容が理解しにくいものもあるようですので、そういう提言があったときへの対応ですね。それから、何となく提案しにくい雰囲気があると感じておられるようなんですけども、これらにつきましてはどなたから。よろしく願いいたします。

藤田環境活動担当課長 環境局環境保全部環境活動担当課長、藤田でございます。

ただいま長谷川委員のほうからご提言がございました内容について、若干ご説明させていただきます。

まず1点目でございますけども、シアターの周りの環境部署の展示の手法の工夫、市民によりわかりやすくということでございます。

これにつきましては、展示内容等につきまして、あるいは展示内容以外の内容につきましても、私どもと指定管理者とで、この施設をより環境活動の拠点として有効活用するべく毎月運営会議のようなものを設けまして、その都度協議をしておるところでございます。先ほど委員のほうからご提言いただきました内容につきまして、やはり文字がひとり歩きますので、わかりやすくということで、今後私どものほうで地球環境センターの指定管理者とも協議してまいりたいと思います。

それから、書いてある内容が理解しにくい、館の係員に進言されたけども返答がなかったということもございますけども、確かに施設自体が、まずコンセプトといたしまして、小学校高学年ぐらいを対象に実践的な内容を重点的に啓発していくという施設でございます。そういった施設のコンセプトを踏まえまして、こちらのほうも今後、指定管理者との

定期的な協議によりまして、この施設を最大限有効活用できるようにしてまいりたいと思います。

あるいは、3点目のNPO、市民団体等の方々がなかなか提言しにくいということがございました。先ほど申しました環境活動の拠点ということで、各主体の皆様と地球館が双方向的にいろんな提案ができるように、こちらにつきましても委員のご質問の趣旨を指定管理者との協議の場で反映させていただきまして、どこまでできるかということもあるんですけども、鋭意、今後協議させていただきたく存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

片山環境基本計画担当課長 環境基本計画を担当しています片山です。よろしくお願い致します。長谷川委員のほうから調査隊事業についてコメントがありましたので、ご報告させていただきたいと思います。

先ほど、地球館において百葉箱の活用ということで調査隊のほうから提言いただいた、その内容につきましては、お手元の環境白書の15ページにヒートアイランド対策の時間と温度の積の図でございますが、各小学校の百葉箱等を活用したモニタリング調査を実施しております。こういったところで活用させていただいております。

調査隊事業につきましては、短期的に効果があるようなもの、あるいは長期的にやっていかねばならないもの、いろんな指摘がある中で、こういう短期的にできるものについては我々も採用させていただいており、長期的なものにつきましても時間をかけて採用していくと、そういった状況にあります。

以上でございます。

児玉会長 百葉箱の活用状況も含めてご回答いただきました。今後とも一段の工夫をよろしくお願いしたいと思います。

丸野委員 長谷川委員から貴重なご意見をちょうだいしたと、私、喜んでおります。地球館へ60回以上も足を運んでくださった方なんていうのは、なかなかいらっしゃらない。それで、この現場の具体的な例を挙げていただいたということで、役所のほうはとて長年着々と努力してこられているんですけども、現場へ反映させるというのはなかなか大変で、私、キッズプラザの館長を9年間、前にしておりましたし、まだ今も引き続いてつくば万博のほうの委員もしているんですけども、やっぱり現場の人がいかに市民の声をとりあげていこうかという熱意が出てくる必要があると思うんですね。

だから、ご提案いただくご意見箱のようなものを、かた苦しなくてそこへ入れやすいような、横に鉛筆を置いて、メモ用紙を置いていただいて、そして、3週間たっても何の変化もないというのは困りますので、だから、いかに取り組んでいただいているか、皆さんの市民の声を吸い上げていただいているかということをごとこであらわしていただくようにしていただけたら、より市民の方の大阪市に対する期待も反映できるんじゃないかなと思って、大変貴重なご意見をいただいたなと思って拝聴しておりました。

これからよろしくお願いいいたします。

長谷川委員 ご意見箱は、ちゃんと地球館にあるんでございます。

丸野委員 あるんですか。

長谷川委員 はい、あるんです。

丸野委員 そうですか。目につかないところにあるんですね。

長谷川委員 どうなんでしょうね。多分、受付に置いてあるんじゃないかなとは思いますが、私も毎回展示を拝見するのではありませんけれども、やはり図書の利用状況とか通りすがりに見えますので、いろいろと拝見しております。

丸野委員 そうですか。よろしくお願いいいたします。

長谷川委員 ありがとうございます。

丸野委員 お時間をとりました。済みません。

児玉会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。南委員。

前田委員 まず1つは、この環境白書なんですけど、どのぐらいの方までおりにいるんでしょうかね。これが1点。

それと、もう1点。今、ごみ減量化云々の話がございましたけども、私が思うのには、一般家庭には分別ごみを一生懸命、一生懸命せえと言うてやっております。しかし、当然大きな会社の方はそういうふうに分別をちゃんとされているんですけども、一般のごみ収集をされている業者の方々が積んでいるごみというのは、喫茶店だとか美容院だとか、またはそういう食堂関係のごみは一緒くたで行ってしまっているということが多々見受けられるんですけども、実際ほんとうに現場に行って全部焼き場で焼いてしまっているのか、分別を明確にやっているのかどうか、その辺の部分も含めてお答えが欲しいんですけども。

片山環境基本計画担当課長 1点目の環境白書の配布状況ですけれども、環境白書につきましては、図書館等で閲覧できる形になっておるのが1点、それから、大阪市環境局

のホームページで見られるようになっていました。それから、あと、本庁の1階で1部630円かと思いますが、売っております。

前田委員 わかりました。

梶原企画部長 環境局企画部長の梶原でございます。

事業系ごみの減量のお尋ねでございますけども、我々、ごみの減量目標としまして、平成22年度が147万トンの削減という目標を達成しようと思いと、家庭系ごみは順調に落ちてきておるんですけども、問題は委員ご指摘のように事業系ごみをいかに減量していくかということ。目標としては約10%、1割下げていこうかと。実はその手法等につきまして廃棄物減量等推進審議会で今ご審議を願ってしまして、その答申を、3月末ごろになると思いとすけども、いただく予定をしております。その答申をいただいているんな施策の提案、提言があるかと思いとすけども、それにつきましては20年度、鋭意具体的に取り組んでまいりたいと思とすています。

現状の事業系ごみの分別のやり方ですけど、家庭系ごみほど進んでおりません。我々としては最大限、例えばアパート、マンションの関係で事業系、業者さんがおとりになった瓶、缶、ペットボトル、このものにつきましては、工場のほうに専用の容器を置いておるんですけども、収集状態等あんまり芳しくないのが現状でございます。とりあえずは審議会の答申を受けまして、鋭意、減量目標に到達するように頑張っ参りたいと思いとすので、よろしく願いといたします。

児玉会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

羽木委員 羽木と申します。

基本計画の推進状況の中で、都市構造のあり方をこれから考えていただけるというように盛り込んでいただいているんですが、具体的なところまで煮詰まっているのかどうかということが1点と、あと、それについての、今までの経験の中からちょっと補足的なお話をさせていただきたいと思とすんですが、大阪をはじめ日本の都市圏というのはかなり密集してまして、その昔は町並みなんかはきれいに区画されてまして、中庭などを使って風の流れの道というものを設けていました。それによって、今現状言っておられるようなヒートアイランド現象の緩和ということなどを。それとか水打ち。気化熱によって気温を下げるといふようなこともやっておられますけれど、すべてそういうもので昔の方は解消されていたということが1点挙げられます。

その辺で、今の大阪市の現状というと、老朽化した長屋住宅とかほんとうに壊れそうな地域がいっぱいありまして、それは土地といっても民間の個々の所有物になっていまして、1軒が建ちかわると、面積的な問題から狭小の3階建て住宅にならざるを得ないような土地がかなりの範囲を占めていると思うんです。こういうことってというのは民間だけの努力ではどうしようもない。やはりこれは市とか行政が何らかの都市計画の大きな項目なり税制措置なり、いろんな考え方のもとに、大きな方針のもとに、どういうふうなまちづくり、もう1回再生させるかということを考えていっていただけたら、より暮らしやすい町並みができるかと思うんです。

それと、個別的には、自然エネルギーを使った住宅をつくれば、エアコンに頼らず風を通して快適な住まいをつくる。自分なりに何軒か実践しておりまして、南面に大きく窓をあけ、それで風の抜ける通りを考えた住宅をつくれば、夏、ものすごく暑い日以外はエアコンをかけずに暮らせるんですね。屋根の水なんかは、庭先にタンクを設けて、庭に屋根の水をまいて循環させるというようなことをやっていますので、そういうことも行政からの発信によって、かなりの人たちがそういう住宅をつくっていかれることによって、温暖化とか環境に配慮したまちづくりができるんじゃないかと思います。

それから2点目に、水質浄化ということなんですけれど、道頓堀の水質がかなりよくなったと前回お聞きしていまして、私、ちょっと知り合いで聞き及んだことは、EM菌というのがございまして、そのEM菌を漁業協同組合と民間ボランティアの手によって6,000個ほどEMだんごを使ってまいて、それでかなり水質浄化をされたとその団体の方が言っておられます。タイとかインドネシアとかの国では、国を挙げて水質浄化にそのEM菌というのを使っているそうなんです。

その団体の方が今ちょっと思っておられるのは、自分たちがやったことに対して全く評価されていなくて、それに対して水質が浄化されたというようなことを行政のほうは思っておられないようだ。だから、しばらくEM菌をまくのをやめていて、また汚れてきたらその実態がわかるだろうというようなことをちょっと聞いたことがありますので、その辺、どうお考えなのかということ。

あと、3点目、ごみのリサイクルに関してなんです。先ほどもごみのことを質問されましたけれど、分別収集してペットボトルなんかリサイクルをされているようなんですけど、果たしてそれがほんとうに有意義なりサイクルになっているのかというのは、いろんなメディアとかも疑問を呈しているところもありますし、府民とか市民の目にわかるような形

で、ほんとうに分別リサイクルが地球環境に役立ったような働き方をしているのかどうかということ、検証したのをアピールしていただきたいなと思っております。

以上です。

児玉会長 1点目につきましては、都市構造のあり方、家のつくり方も含めているいろいろご意見をいただきました。これにつきましては……。

中野技術監兼地球環境保全担当課長 私、地球環境保全担当課長の中野でございます。私の担当しておりますヒートアイランド対策を例に挙げて、先生のご意見にお答えさせていただきます。

この環境白書の15ページをご覧ください。大阪市のヒートアイランド現象、夏場の暑い状況を地図に載せてございます。大阪地域では海陸風ということで、海からの風、陸からの風ということで、左側の絵を見ていただきましたら、臨海部のほうはまだ涼しい状態でございますけども、内陸部に至ってはかなり暑い。これは、風が吹いているんだけども、その冷たい風が内陸部のところで温まってしまっているような状況であります。

こういった状況を緩和するために、来年度には風の道という、これは関西の大学のほうでいろいろご検討を賜っています。それから、関東でも8都県市で、ご存知の方もございますかと思いますが、東京駅で建物構造も変えるぐらいの風の道をつくっていこうというような研究もなされております。私どもとしましては、先生のご指摘がございましたように、風の道というか自然の力をうまく利用して、東西の風の通りやすいまちづくりを進めて、自然のエネルギーを活用したようなまちづくりができないかということはこの二、三年検討いたしまして、そのビジョンをつくり、かつその方向でまちづくりを進めていきたいなと思っております。

児玉会長 水質浄化に関しまして、活動団体の評価がほとんどなかったと。

鈴木土壌水質担当課長 環境保全部土壌水質担当課長、鈴木でございます。よろしくお願いたします。

先ほど委員からご指摘がございました道頓堀の水質浄化にかかわりまして、今現在、我々、土壌水質担当につきましては、市内河川の水質の定点調査を毎年行っておりまして、その汚濁状況をずっと監視をしております。基本的な仕事というのはそれがまずございます。

道頓堀川の水質浄化につきまして、1点、建設局の事業として合流式下水道の取り組みということで、特に汚水の混じった雨水が道頓堀川に流入しないように対策を今行っています。また、河川の底質、泥のしゅん濩等も今後進めていくということで、こういう観点から水

質の浄化を進めていくというのが基本的に大阪市の考えでございます。結果、道頓堀川につきましても徐々に改善をされてきていますし、今後とも、より一層対策が進めば水質もよくなってこようかと思えます。

それから、もう1つは、最近泳げないかというふうなことでよく市民の方々からお問い合わせもあるんですが、これは大腸菌群の問題もございまして、まだまだそこまでの水質には至っていないというのが現状でございます。

E M菌につきましては、これは各団体の方々からE M菌で浄化してはどうかというふうなレポートとか全国的な運動というのは、我々も聞いております。しかしながら、今、我々大阪市としては、このような建設局とかの取り組みを早く進めるように、各局とも連携して水質浄化を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

児玉会長 最後に、ごみのリサイクルについて、ほんとうに有意義なりサイクルになっているかどうか、検証されているかということなんですが。

梶原企画部長 環境局企画部長の梶原でございます。

お手元の資料の白書10ページの下段に書かせていただいておりますけども、その中の資源ごみの回収ということで2.9万トン、また容器包装プラスチックで2.1万トン、5万トンの回収を行っております。その中でいろんな残渣等々がありまして、最終的に資源化されておるのが約3.7万トンだと記憶しておりますけども、特にペットボトルのことをお聞きだと思いますけども、我々は資源ごみの中で瓶、缶、ペットボトルの3種類を一括して集めております。ご承知のようにすべて有価物ということで、最終的には資源化されております。

ペットボトルにつきましては細かく粉碎しまして、最終的には素材還元して衣服とかいろんな製品に生まれ変わるといように、我々、理解しております。ペットボトルをそのまま焼却工場へ入れますと、燃やせば当然CO₂が発生しますので、やっぱり地球環境保護のためにはこれは推進していかないとしないと理解しております。よろしく願いします。

村松委員 よろしいでしょうか。

児玉会長 どうぞ。

村松委員 地球温暖化問題の関係でお聞きしたいと思っているんですが、私が言うまでもないし、せんだってのCOP13ですか、バリの会議あるいはその前のIPCCの報告で、ほんとうに改めてすごいショックを受けたというか、要するに既に温暖化は始まっ

ているし、温暖化防止というけども、そもそも防止をできるなんていうんじゃないくて、一定の温暖化をどこまで抑えるかということが問題だと。かつ、この20年間でどう取り組むかによってその帰趨が決まるんだというぐらい、ある面で言うとすごい衝撃的な報告がされたというように私自身は受け取っているんですが、今きっと国のほうでも、そもそも京都議定書の目標が達成できるかということで、追加措置をどうするかというのが大変な議論になっていると思うんです。

それで、大阪市の今回の白書、あるいは今のご報告の中で、1つの質問なんですけども、大阪市の場合は基準年から見ると、現在でも既に4.7%少なくなっていると。国全体でいくと、それどころか6%ぐらい基準年を上回っている。だから、今から基準年の90年の6%の国際的な約束を実行しようとしたら、それこそ10数%の削減をしなければならないというのが現状だと。ところが、大阪市は逆に、既に基準年よりも下回るかなりの削減をしていると。もし大阪市が対策の中でこういう成果が上がってきているとしたら、これは全国的にこの施策を大いに広げるぐらいのすごい成果だと私は思うんですね。なぜこういう事態になったのか 事態というのは、要するにこれだけ進んだのかということ、そこをもう1つお聞きしたいというように思っているんです。

それはいろいろな要因があって、結果としてこうなったということもあり得るかもしれませんが、でも、そうすると今度は、平成14年に地域推進計画を立てられているということなんですけども、今もう1度、この20年間の今後の取り組みがおそらく帰趨を決すると言われれば、それはやっぱり大阪市としてどう受けとめて、先ほど都市構造の問題が出ましたけども、おそらく20年間の取り組みの中でそういう問題、つまり個別の対策はやっているんですけども、しかし、もっと大きい都市構造全体をどうしていくのかという対策も含めて検討しないと、すぐ時間が過ぎていくんだろうと思います。そんな気がするんですね。

例えば、この前、経済同友会からでしたか、環状道路を撤去して、もう少しほんとうに景観の問題を含めて交通の問題を考えるべきだという思い切った提言なんかも出されたというふうに私も聞いております。そうすると、私は、ぜひ今回のそういうCOP13の方向を受けて、大阪というのは全国で東京に次いで大きい自治体ですから、ここがどう動くかと言うのは自治体の中で非常に重要な問題だと思うので、ここで今すぐにどうということはいませんが、ぜひそういう意気込みというのが、そういう体制と取り組みをぜひ始めていただきたいと思っていまして、その辺のご検討がどうなっているかというのを

ぜひお聞きをしたいと思います。

1点目は現状の評価というか、その問題と、2点目は今の私の意見です。

児玉会長 お願いいたします。

中野技術監兼地球環境保全担当課長 地球環境保全担当課長の中野でございます。

まず、1点目の国と大阪府域との排出量の削減状況の違いでございます。

明快な違いは、産業別に見てまいりますと、市域の場合は産業部門においては、基準年から見ますと約3割減といった状況になっております。この産業部門が半分ぐらいのシェアを占めておりまして、この削減が効いております。そのほか、国のほうでは、全体では運輸部門が増えている状況にございますが、大阪府の場合は交通量がそんなに伸びておりません。この実態を反映いたしまして、むしろ交通部門、運輸部門は減っていると予測をしております。業務部門、あるいは家庭部門は国と同じような増加傾向にございます。そういったことで、基準年度が2,283万トンに対しまして、平成16年、2004年度が2,175万トンということで、4.7%の削減になっています。この大きい違いは運輸部門からの排出状況の違いでございます。

もう1つは、なかなか景気の動向が右上向きにはなっていないということも大きな要因であると考えています。景気の動向がどんどんよくなることで、エネルギーの消費量も増えてまいります。私どもとしましては、次の質問の答えになろうかと思いますが、当面2010年、22年までの目標は決めさせていただきましたが、それ以降は、国が美しい国ということで、安倍総理が2050年にCO₂半減といった目標を掲げておられます。少なくともご指摘のように、温度の上昇をどこまでに抑えるかというのが温暖化対策の目的というか、目標に私どもとしても位置づけるべきであろうと考えています。

したがって、今後2010年以降の絵姿でございますけれども、直近の例を申し上げますと、広島市では、2050年に7割を削減するというような大きいハードルを設けられまして、それに向けて進めていこうということでございます。本市としましては、とりあえず当面、2010年の目標達成しつつ、その次の目標をどのように決めていくかというのが私どもの大きな課題でございまして、それはこの平成20年度以降、3年ぐらいの間に、実は環境基本計画の平成22年度という目標年度を迎えます。その間に、この温暖化対策をどういう目標で、どういう方向性、基本的考え方を持って進めていくかというのを検討してまいりたいと思っています。しばらくお時間をいただけたらという状況にございます。よろしくお申し上げます。

児玉会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

桑野委員 基本計画のことで少しお尋ねしたいんですけれども、最初に快適という言葉がございまして、この快適という言葉から想像されるのはもっと広い意味の快適で、ここで書かれているのはヒートアイランド対策のことだけなんですけれども、人間生活、市民生活にとってももう少し広い意味の快適性ということが含まれていてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

児玉会長 この白書の中の快適という第1番目として扱われているものの中には、いろいろな側面について取り組みがまとめられておりますが、この基本計画の中ではそのうちの特にヒートアイランド対策だけが述べられているので、もう少しいろいろな観点からも必要ではないかというご意見かとお受けいたしました。

これにつきましては、また野邑部会長、いかがでしょうか。

野邑委員 私が答えるのも何かと思うんですが、確かにいろんな施策をされている、そして、具体的に先ほど二百十何ページですかね、いろんな対策をしている中で、特に快適ということで、顕著な不快状態にあるのがヒートアイランドだったと。これを何とかしなければならぬと。力づくでできないところが、このヒートアイランドの点なんです。力づくということはどういうことかということ、行政が条例をつくって、例えば民間に、市民に強制的にこうすると、これが言えないところなんですね。だから、逆に言えば市民の人たちの意識の向上と、そして、どういようにしたらヒートアイランドが何とかなるかというようなことも含めてやらざるを得ないんじゃないかなと。これが行政としては一番しんどい話だなというのが、やはり部会でも話題になりました。

ですから、そういう意味で、あとは規制をかければできるある程度の快適空間と、そうでない、市民の力がないとどうしようもないというところに分けたという形で、このヒートアイランドに焦点を絞ったということでございます。

以上です。

片山環境基本計画担当課長 環境基本計画担当の片山です。

ちょっと補足させていただきますと、快適の中にはヒートアイランドの問題もありますが、いわゆる昔の公害の問題もあるかなと思います。これにつきましては、大気汚染の状況であるとか水質の問題につきまして、今、野邑先生からもありましたように、一定、我々、計画的に進めてきて、平成22年度なりを目標に、大気汚染でいいますと平成22年度に

は環境基準を達成しているという計画を持ってやっているところなので、そういったことは出なかったのかなというふうに考えております。

以上です。

児玉会長 ありがとうございます。

ほかに。

池田会長代行 3点ほどコメントしたいと思いますが、まず、先ほどのパワーポイントの43にあります地球温暖化対策の推進のところ、今事務局がお答えになったように、いわゆる産業の連動と申しますか、そういう活動の連動、あるいは工場が外部へ移動したとか、いろんなことが随分この10年以上の間にごさいました。それに対して、やはり大きく落ち込んだ部分が出てきたんだろう。だから、それはそれなりに減少したのはいいんですけども、結局1990年代にもしそういう状態があったら、現況はどうかというのが、相対的な炭酸ガスの減少率と申しますか、そういうことがやっぱり求められるんじゃないかな。というのは、同じくオフィスなんかは大阪市に増えたりするということがありますでしょうし、そういうのは自然増で仕方ないというような形で終わってしまう可能性もある。

ですから、この中身をもう少し客観的に評価できるような、どの程度実際に削減がされたのかというようなところ辺が、もしデータとしてあれば示していただくと、非常にすべての人が参考になるだろうと。これは既に公表されているものですから、これについてさらにということではございませんが、将来はそういうことに着目して考えていただきたいと思えます。

大阪市役所をはじめ、いろんなところで排出抑制を非常に努力されて、結果的には随分いい成績を収めておられるというふうに理解しますけれども、例えばこういうことを通じて、今なかなかまだわからないことなんですけど、LCAから見た場合に炭酸ガスがどういふふうになるのか、オール電化が一体幸せなのかどうかというようなところ辺の、もう少し、今は具体的なことが求められる時代だと思ふんですね。ですから、そういうようなところに特に重点を置いていただきたいと。

先ほどご説明いただいた、非常にいいことが結果的に出ている、それは結構なことなんですけれども、計画があるときに、実際したときに、このところはちょっと遅れていたなというような反省もあっても然るべきではないかなと思うので、これはこの後ろのほうの199ページぐらいの手前のところ辺に大体まとめてくださっているんですかね。そう

いうふうに理解させてもらいますけれども、そこら辺のところでの反省点を、できれば将来に反映するという意味から示していただきたかったことと、それから、私、企画部会にも実は参加させていただいておりまして、この資料3の一番最後のほうなんかで、こういう形で部会の結論になったと思うんですけれども、これは残念ながら環境審議会とか環境部局だけで解決できる問題ではございませんで、ほかの大阪市全部局のご協力といいますか、一体となって達成できるような問題、都市構造のあり方とか建物の構造、あるいは、先ほど羽木委員からおっしゃいましたように風の道というような話も当時出ましたし、そういう建物の構造のあり方、町並みのあり方というようなことも含めて、これからご検討いただきたいなと考えております。

以上です。

児玉会長 3つの点についてコメントをいただきました。

ほかに、いかがでしょうか。

随分、委員の皆さんから提言も含めてご意見をいただきました。さっき、最初の2つの報告の修整を含むようなものはなかったように思いますので、この報告書はこのような形で取りまとめさせていただきます。きょういただきました提言等につきましてはしっかりと受けとめていただいて、今後に反映させていただくようお願いしたいと思います。

ほかにないようでしたら。

どうぞ。

原田委員 今話し合われていた今後のこと、大阪市のビジョンのつくり方で、先ほど中野さんからも、計画を今後立てていくので、そのとき十分検討していきたいというお話がありましたけれども、その計画を立てるときのいろんな人の参画の仕方ですね。選定委員って、私、あんまり経験がないのでよくわからないんですけども、これまではどういふふうにそういう計画を立てるのにいろんな人に集まってきてもらったのか、どういう審議を経たのかとか、ちょっと教えていただいて、今後、またそれを何かいい方向に変える計画があるのか、その辺のところをわかる範囲で教えてほしいと思います。

片山環境基本計画担当課長 次の計画、環境基本計画のつくり方でしょうか。

一応、今までは市民参加については、パブリックコメントあるいはアンケート調査を踏まえてつくってきているというのが、今までの計画かなと思っています。

今度の計画につきましては、平成22年度まで今の計画があるわけですが、平成23年度以降につきましてはもう少し市民参加に重点をおきたいなど。市民の方々に参加してい

ただきながら、今言ったようなパブリックコメント、アンケート調査よりもさらに踏み込んで、策定段階から市民参加の計画をつくっていきたいなというふうに考えております。

児玉会長　ということで、よろしいでしょうか。

原田委員　はい。

児玉会長　きょうは随分いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。特にないようでしたら、これで第23回環境審議会を終了させていただきたいと思えます。

きょうは、どうも長時間にわたりましてご協力いただき、ありがとうございました。閉会させていただきます。

司会　児玉会長、委員の皆様には、長時間まことにありがとうございました。

なお、本日、参考資料として「今後の人権行政のあり方について」をお配りしておりますが、これは昨年12月に開催されました大阪市人権施策推進審議会での答申書でございます。この答申を受け、環境行政におきましても人権を意識し、施策を推進する所存でございますので、委員の皆様方におかれましてもご理解のうえ、資料をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

また、大阪市環境白書につきましては、既に委員の皆様には送付させていただいておりますので、ご不要でしたら机の上に置いたままお帰りいただきましても結構でございます。

それでは、これをもちまして、第23回大阪市環境審議会を終わらせていただきます。